

目 次

津市告示

令和元年台風19号による市税に関する申告期限等の延長
放置自転車の撤去及び保管
公示送達

津市公告

津市本庁舎内自動証明写真機設置場所の貸付けに係る一般競争入札の執行
令和元年10月分津市農用地利用集積計画の決定
令和元年度津市職員採用試験実施
津市育休代替任期付職員採用試験実施
三重短期大学専任教員の募集

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止
津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止
津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の休止
津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市教育委員会公告

津市育休代替任期付職員採用試験実施

津市選挙管理委員会告示

選挙人名簿の抄本の閲覧状況
在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第140号

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条の2第1項の規定により、申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限を次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者については、延長するので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年11月11日

津市長 前 葉 泰 幸

1 延長に係る地域

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ1丁目から2丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西1丁目から2丁目まで、葛生東1丁目から2丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場1丁目から3丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、

篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内
千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉1丁目、上山田温泉3丁目、杭瀬下、杭瀬下1丁目から6丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

2 延長に係る申告等

令和元年10月12日から、別途告示で定める日の前日までに行うべき申告等

3 延長後の期限

別途告示で定める日

津市告示第141号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月11日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年10月1日
江戸橋二丁目地内	1	令和元年10月1日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年10月2日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年10月2日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年10月2日
港町地内	1	令和元年10月3日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年10月7日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年10月7日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年10月7日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年10月9日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年10月10日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年10月10日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年10月16日
一身田豊野地内	1	令和元年10月17日
一志町虹が丘地内	1	令和元年10月17日
一志町波瀬地内	1	令和元年10月17日
一志町高野地内	1	令和元年10月17日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年10月18日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年10月21日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年10月21日
本町地内	1	令和元年10月22日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年10月23日

津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年10月28日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年10月28日
栗真町屋町地内	1	令和元年10月28日
大門地内	1	令和元年10月28日
栄町三丁目地内	1	令和元年10月28日
中央地内	1	令和元年10月29日
アスト公共自転車等駐車場	24	令和元年10月30日
末広町地内	1	令和元年10月30日
白塚町地内	1	令和元年10月30日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年10月31日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年10月31日
幸町地内	1	令和元年10月31日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059 - 222 - 6307

津市告示第142号

下記の者の平成31年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和元年11月15日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者

津市公告第92号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和元年11月1日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 津市本庁舎内自動証明写真機設置場所の貸付け

(2) 貸付けの概要

本庁舎に來訪する者の利便を広く向上させるため、自動証明写真機（以下「機器」といいます。）を設置し、適切に維持管理を行うことを条件に本庁舎の床及び敷地の一部を貸し付けます。

(3) 機器の設置場所

機器の設置場所に係る内容は次のとおりです。

ア	設置場所	津市役所本庁舎 1 階市民ホール	
イ	貸付面積	2 . 7 2 m ²	
ウ	筐体設置 スペース の寸法	幅	1 7 0 cm
		奥行	1 6 0 cm
		高さ	2 2 0 cm

(4) 貸付期間 令和元年 1 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの 3 年 4 か月間（ 4 0 か月間）

(5) その他貸付けに関する事項

津市本庁舎内自動証明写真機設置場所の貸付けに係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、令和元年 1 月 1 日（金）から令和元年 1 1 月 1 2 日（火）までの間（いずれの日も開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分の間に限ります。）に実施要領、津市条件付一般競争入札参加者心得及び入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津市役所本庁舎 6 階財産管理課窓口において配布することにより示すこととします。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和元年 1 1 月 2 1 日（木）午前 1 0 時

(2) 場所 津市役所本庁舎 4 階 4 1 会議室

4 入札保証金及び保証人

(1) 入札保証金 免除

(2) 保証人 立てるものとします。

5 入札参加者に必要な要件

入札参加者に必要な要件は、次のとおりとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項の規定により入札に参加できない者でないこと。
- (2) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第19条各項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）第475条の規定に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定に基づく整理開始の申立て若しくは同条第2項の規定に基づく整理開始の通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者のうち再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (6) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
 - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
 - エ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している

者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (9) 津市内に本店、支店又は営業所を有する者（個人にあっては、津市内に事業所を有する者）であること。
- (10) 過去三年以内に自動証明写真機の設置及び維持管理の実績を有すること。

6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについての通知を受けた者とします。

7 予定価格 76,073円（貸付期間の総額）

8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

9 入札方法及び決定方法

- (1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 金額の表示

入札書の内容は、3年4か月（40か月）の間、本庁舎の床及び敷地の一部を賃貸借する貸付料を記入することとします。

(4) 設置事業者の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者として決定します。

(5) くじによる設置事業者の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。

(6) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(7) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。）及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和元年11月1日（金）から令和元年11月12日（火）まで（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分の間に限ります。）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ、オ及びカに掲げる書類を添付する必要はありません。

ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 印鑑証明書（個人にあっては、印鑑登録証明書）

ウ 商業登記簿謄本（個人にあっては、住民票、営業届証明書及び身分証

明書（市町村が発行するものに限ります。））

エ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書（個人
にあつては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税につ
いて未納税額のない証明書）

オ 津市市税納税証明書（完納証明書）

カ 事業者の概要書（事業に関する事項（法人にあつては、事業概要、設
立年月日、資本金、従業員数等、個人にあつては、事業概要、創業年月
日、従業員数等とします。）を記載した事業者の概要が確認できる書類）

キ 設置する機器のカatalog（実施要領に掲げる仕様に適合していること
がわかるもの）

ク 実績報告書（本市が指定する様式のものに限ります。）

(3) 提出方法

本庁舎 6 階財産管理課窓口で直接持参することとします。

11 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書（本市が指定する様式のものに限ります。）を津市役所本庁舎 6
階財産管理課窓口で提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和元年 11 月 7 日（木）正午

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和元年 11 月 8 日（金）から令和元年 11 月 1
2 日（火）までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津
市役所本庁舎 6 階財産管理課窓口において回答書を配布することにより行
います。

【問い合わせ先】

政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059 - 229 - 3126

津市公告第93号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和元年11月8日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第94号

令和元年度津市職員採用試験後期日程を次のとおり実施します。

令和元年11月11日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 職種等、採用予定人数及び受験資格

職種等	採用予定人数	受験資格	
		学歴等	生年月日等
事 務 職 (障がい者対象)	五人程度	<p>(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)から(6)のいずれかの要件を満たす人</p> <p>(1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込みの人</p> <p>(2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人</p> <p>(3) 身体障害者手帳の交付を受けている人</p> <p>(4) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターが交付した判定書（知的障がいであると判定する旨が記入されたもの）を有する人</p> <p>(5) 都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳の交付を受けている人</p> <p>(6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人</p>	<p>(1)及び(2)の要件を満たす人</p> <p>(1) 昭和59年4月2日以降平成14年4月1日までに出生の人</p> <p>(2) 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人</p>
技 術 職 (土木)	三人程度	<p>(1)又は(2)の要件を満たす人</p> <p>(1) ア及びイの要件を満たす人</p> <p>ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込みの人</p> <p>イ 上記アに掲げる学校等において土木に係る専門課程を履修した人</p> <p>(2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人</p>	<p>(1)及び(2)の要件を満たす人</p> <p>(1) 昭和59年4月2日以降出生の人</p> <p>(2) 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人</p>

2 職務内容

職種等	職務内容
事務職 (障がい者対象)	一般行政事務
技術職 (土木)	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

令和元年11月18日(月)から令和元年12月26日(木)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書(受験票付き)-----1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆を可とします。

イ 配慮事項申出書(事務職(障がい者対象)の試験申込者は必ず提出してください。)-----1通

ウ 返信用封筒-----2通(持参による申込みの場合は1通)

※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知(持参による申込みの場合は、第1次試験に係る可否の通知)を送付しますので、84円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

エ 事務職(障がい者対象)の試験申込者は、下記の障がいの内容に応じて、その障がいの内容を証明する書類(下記の障がいの内容に応じた提出書類)の写しを1通提出してください。

障がいの内容	提出書類
身体障がい	身体障害者手帳(受験者の氏名、生年月日、等級が確認できるページ)の写し
知的障がい	(1)又は(2)の書類 (1) 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターが交付した判定書(知的障がいであると判定する旨が記入されたもの)の写し (2) 都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳(受験者の氏名、生年月日、障がいの程度等が確認できるページ)の写し
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳(受験者の氏名、生年月日、等級が確認できるページ)の写し

※ 上記手帳については、有効期限があるものがあり、試験申込時に有効期限が過ぎている場合は受付できません。更新等の手続等は時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和元年12月26日(木)午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当(津市本庁舎7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

令和元年12月26日(木)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課(津市本庁舎7階)

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却(又は返信用封筒により返送)し、又は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込についても、受付は行わないため、申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

ウ 郵送による場合で令和2年1月8日(水)までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による提出はできません。

オ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

職 種 等	試 験 科 目	試 験 日
事 務 職 (障がい者対象)	教養試験	令和2年1月19日(日)
技 術 職 (土 木)	教養試験・専門試験	

(2) 試験の内容

試 験 科 目	試 験 の 内 容
教 養 試 験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式(マークシート方式)による筆記試験
専 門 試 験	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する択一式による筆記試験

※ 教養試験及び専門試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。

(3) 事務職(障がい者対象)の試験申込者を対象とした配慮事項について

第1次試験において配慮を要する内容については、別紙配慮事項申出書を提出してください。

なお、申出の内容については可能な限り配慮を行います。試験の実施上、配慮できない場合があります。

(4) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

(5) 結果発表

令和2年1月24日（金）（予定）に受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目・試験日

職 種 等	試 験 科 目	試 験 日 (予 定)
事 務 職 (障がい者対象)	口述試験（個人面接）	令和2年1月31日（金）
	課題解決力試験 職場適応性検査	
技 術 職 (土 木)	口述試験（個人面接）	令和2年1月31日（金）
	実地試験（グループワーク）※ 職場適応性検査	

※ 実地試験（グループワーク）は、第1次試験合格者数により実施しない場合があります。

試験場所など、詳細については第1次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 事務職（障がい者対象）に係る第2次試験における配慮事項について

事務職（障がい者対象）に係る第2次試験における配慮事項については、第1次試験の合格者を対象に、第1次試験の合否通知の発送に併せて、配慮を希望する事項の内容を確認する予定です。

(3) 結果発表

令和2年2月10日（月）（予定）に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

職 種 等	試 験 科 目	試 験 日 (予 定)
事 務 職 (障がい者対象)	口述試験（個人面接）	令和2年2月17日（月）
	口述試験（個人面接）	
技 術 職 (土 木)	口述試験（個人面接）	令和2年2月17日（月）
	集団討議※	

※ 集団討議は、第2次試験合格者数により実施しない場合があります。

試験場所など、詳細については第2次試験の結果発表の際に通知します。

(2) 事務職（障がい者対象）に係る第3次試験における配慮事項について

事務職（障がい者対象）に係る第3次試験における配慮事項については、第2次試験の合格者を対象に、第2次試験の合否通知の発送に併せて、配慮を希望する事項の内容を確認する予定です。

(3) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

7 最終合格者発表

令和2年2月下旬に第3次試験受験者全員に対し、合否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、令和2年4月1日に採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰り上げを行う期間は、令和3年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

9 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給（給料）※1	給与月額（見込）※2
大学院（修士課程）修了	194,000円	230,500円
大学卒（保健師養成所卒含む。）	180,700円	214,700円
短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	164,200円	195,000円
高等学校卒又は中学校卒（18歳の場合）	153,000円	181,700円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る平成31年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）及び時間外勤務手当を含んでいま

す（100円未満の金額については切り捨てで表記しています。）。また、時間外勤務手当については、平成30年度1人当たりの平均時間外勤務時間数で算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（平成30年度実績4.45月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

10 勤務条件等

（1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

（2）勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

（3）休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

（4）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

（5）福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

（6）人事・研修制度

ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

ウ 研修制度

階層別研修、実務研修、職務実践研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

11 その他

(1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(2) 問い合わせ

この試験の詳細や障がいの方の職員採用試験に係る配慮事項等については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

- ※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市公告第95号

津市育休代替任期付職員採用試験を実施します。

令和元年11月11日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数 ※ () 内は令和2年 4月1日採用予定	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日
事務職	20人程度 (2人程度)	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込みの人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和39年4月2日以降平成14年4月1日までに出生の人
技術職 (建築)	3人程度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) ア及びイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和2年3月卒業（修了）見込みの人 イ 上記アに掲げる学校等において建築に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和39年4月2日以降出生の人
保育士	20人程度 (10人程度)	保育士登録を受けている人又は令和2年3月までに保育士登録を受ける見込みの人	
保健師	8人程度	保健師免許（保健婦、保健士）を有する人又は令和2年4月までに有する見込みの人	
技能員 (調理員)	10人程度	中学校卒業以上の学歴を有する人	昭和39年4月2日以降平成14年4月1日までに出生の人
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人			

※ 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されることから、全ての合格者が令和2年4月1日付けで採用されるとは限りません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
技 術 職（ 建 築 ）	建築物等に係る設計、施工管理、建築確認等に関する技術的業務
保 育 士	児童福祉施設（保育所、認定こども園等）等における児童の保育業務等
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等
技 能 員（ 調 理 員 ）	児童福祉施設（保育所、認定こども園等）、学校等における給食業務

※ 原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

令和元年11月18日（月）から令和元年12月26日（木）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市育休代替任期付職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

（印刷用紙は白色のA4版（縦：29.7cm、横：21cm）を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。）

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

イ 返信用封筒----- 2通（持参による申込みの場合は1通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る可否の通知（持参による申込みの場合は、第1次試験に係る可否の通知）を送付しますので、84円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市育休代替任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和元年12月26日（木）午後5時15分までに津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎7階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

令和元年12月26日（木）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内23番1号 津市総務部人事課（津市本庁舎7階）

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（又は返信用封筒により返送）し、又は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込みについても、受付は行わないため、申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

ウ 郵送による場合で令和2年1月8日（水）までに受験票が届かないときは、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による受付はできません。

オ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

カ 第1次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する内容がある場合、申込書等の提出時に申し出てください。

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

職 種	試験科目	試 験 の 内 容
事務職	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式（マークシート方式）による筆記試験
技術職 （建築）	専門試験 （建築）	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
保育士	専門試験 （保育士）	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健（精神保健を含む。）に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
保健師	専門試験 （保健師）	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験
技能員 （調理員）	業務適性検査	実務的な業務において、処理を集中して速く正確に行えるかをみるための択一式（マークシート方式）による筆記試験（加減算の計算、数の大小関係の判断、文字や図形の照合などの基礎的な問題）

※ 教養試験及び専門試験（技術職（建築））の試験問題は、高等学校卒業程度です。

(2) 試験日

令和2年1月19日（日）

(3) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

※ 応募状況等により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

令和2年1月24日(金)(予定)に受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験(個人面接)

(2) 試験日

令和2年2月10日(月)又は同年2月12日(水)(予定)

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

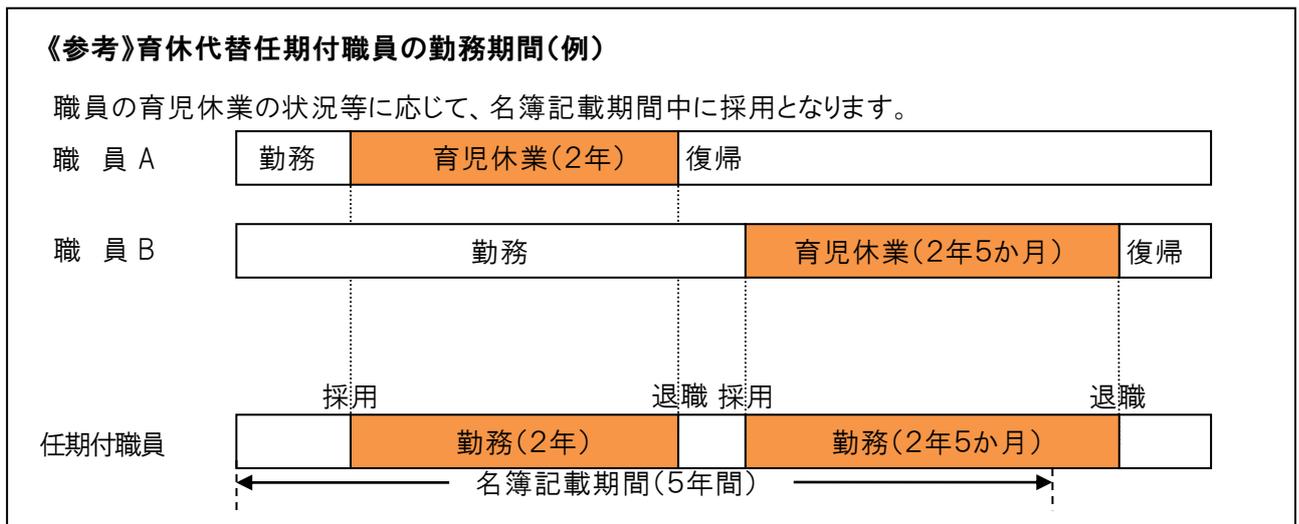
6 最終合格者発表

令和2年2月下旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を送付するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、令和2年4月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です(名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は令和7年3月31日までです。)



- (2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。

- (3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます(育児休業の期間は、最大で3年間です。)。ただし、任期の末日は、最大でその職員が津市職員の定年等に関する条例に規定する定年年齢に達した日以後における最初の3月31日までとします。

- (4) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。
- (5) 現在、既に名簿に記載中の人がこの試験に合格した場合は、現在の名簿記載期間中は従前の試験による順位が優先され、現在の名簿記載期間終了後に、この試験に基づく順位による記載が有効となります。
- (例) 現在の名簿記載期間が平成29年10月1日から令和4年9月30日までの方
令和4年9月30日までは、現在の名簿記載順位により採用等が行われ、当該名簿記載期間が終了した次の日である令和4年10月1日からは、この試験の結果に基づく順位により採用等が行われることとなります。
- (6) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。
- (7) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 給与

(1) 初任給の例

職 種	初 任 給	
事 務 職 技 術 職 (建 築) 保 育 士	大学院 (修士課程) 修了	1 9 4 , 0 0 0 円
	大学卒	1 8 0 , 7 0 0 円
	短期大学・高等専門学校・専修学校 (専門課程) 卒	1 6 4 , 2 0 0 円
	高等学校卒等	1 5 3 , 0 0 0 円
保 健 師	大学・保健師養成所卒	1 8 0 , 7 0 0 円
技能員 (調理員)	1 8 歳の場合	1 5 3 , 0 0 0 円

(注) 上記は平成31年4月1日付けで採用された場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づいた加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

9 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間は正午から午後1時まで) です。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります。

(例1) 児童福祉施設 (保育所、認定こども園等) 等に勤務する保育士の場合

勤務時間は、原則、月曜日から土曜日までのうち1週間当たり5日勤務で、午前7時30分から午後7時までのうち7時間45分 (施設等により異なる場合があります。)

(例2) 学校等に勤務する技能員 (調理員) の場合

勤務時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時45分まで (学校等により異なる場合があります。)

(2) 勤務場所

本庁舎、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務内容や職種によって異なる場合があります（上記「(1) 勤務時間」を参照）。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）、病気休暇、介護休暇及び介護時間等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に参加し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) 研修

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後6か月の間は、地方公務員法第22条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

(3) この試験の詳細については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。
電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市育休代替任期付職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務

津市公告第 9 6 号

三重短期大学の教員を次のとおり募集します。

令和元年 1 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 採用職
助教
- 2 専門分野
給食管理論、栄養教育論、栄養学、食品学、解剖生理学
- 3 担当科目
 - (1) 上記分野にかかわる教育、研究活動
 - (2) 栄養士養成課程における実験実習科目の補助
- 4 採用人員
1 名
- 5 応募資格（以下の(1)と(2)の条件を満たす者）
 - (1) 管理栄養士の資格を有する者
 - (2) 修士以上の学位を有する者（採用時まで取得見込みの者を含みます。）
- 6 採用時期
令和 2 年 4 月 1 日（予定）
- 7 給与
津市職員の給与に関する条例等の定めるところによります。
- 8 定年
6 5 歳（三重短期大学教員の定年に関する規程の定めるところによります。）
- 9 公募締切
令和 2 年 1 月 1 7 日（金）（午後 5 時までに必着を要件とします。）
- 10 面接日
令和 2 年 2 月 1 3 日（木）（面接者には令和 2 年 2 月 6 日（木）又は同月 7 日（金）に電話又はメールで連絡します。交通費は支給しません。）
- 11 提出書類
 - (1) 応募書類一覧表
 - (2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記してください。）
 - (3) 最終学歴を証明する書類（学位記の写し可）

- (4) 教育研究業績書
- (5) 主要な著書、論文等の別刷り又はその写し（5点以内を同封してください。）
- (6) 研究業績のうち主要なもの3点の概要（日本語で各800字程度）
- (7) 教育・研究に関する抱負（1,000字程度）
- (8) 管理栄養士免許証又は登録証の写し
 - * (4)の教育研究業績書は指定の様式を使用してください。なお、本学ホームページ（<https://www.tsu-cc.ac.jp/members/members-recruit/>）よりダウンロード可能です。

12 選考方法

本学教授会において審議のうえ決定します。

13 その他

採用後は津市又はその周辺等に居住することを要件とします。

14 書類提出先

〒514-0112 三重県津市一身田中野157番地

三重短期大学学長宛

（封筒の表に、「食物栄養学専攻 専任教員応募書類在中」と朱書きしてください。）

15 問い合わせ先

三重短期大学 大学総務課総務担当

電話 059-232-2341（代）

FAX 059-232-9647

E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

（ただし、問い合わせは原則としてFAX又はE-mailとします。）

津市上下水道事業告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第4号の規定により告示する。

令和元年11月5日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
小野田住宅設備管工	津市高茶屋五丁目11番3 7号	平成28年8月27日

津市上下水道事業告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第4号の規定により告示する。

令和元年11月7日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
吉田工務店	津市中河原2109番地	令和元年10月23日

津市上下水道事業告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の休止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第4号の規定により告示する。

令和元年11月11日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	休止年月日
株式会社成栄	津市安濃町光明寺28番地 4	令和元年10月21日

津市上下水道事業告示第 2 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 2 の規定により次のとおり指定の申請があり、津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

令和元年 1 1 月 1 3 日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社近藤建設	伊勢市上地町 3 6 0 4 番地 1	令和元年 1 0 月 2 8 日

津市上下水道事業公告第10号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年11月5日

津市上下水道事業管理者 田村 学

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年11月5日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	令和元年度 工務第59号 牧町地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 牧町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 PPφ50mm 14.5m 配水管布設工 PPφ30mm 2.5m 仕切弁設置工 φ50mm 2箇所 舗装本復旧工 74m ²			
工 期	契約締結の日から 令和2年2月20日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】久居・一志	【地区】久居	【格付】B・A1・A2
		【ブロック】久居・一志	【地区】一志・白山・美杉	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年11月25日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年11月25日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和元年11月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年11月20日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年11月25日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年11月28日 午前9時00分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	1,800,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は鑄鉄管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年11月5日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	令和元年度 工務第57号 安濃町内多及び大里窪田町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 安濃町内多及び大里窪田町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ75mm 515.5m 仕切弁設置工 φ75mm～φ50mm 4箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所			
工 期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】久居・一志	【地区】久居・一志・白山	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道局指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、水道局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年11月25日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年11月25日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和元年11月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年11月20日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年11月25日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年11月28日 午前9時15分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	20,990,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・水道局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会Ⅰ、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会(耐震管口径450mm以下)又は鑄鉄管製造メーカーの配管技能講習会(口径450mm以下)をいう。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和元年11月5日	工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	令和元年度 工務第56号 片田新町地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事			
工事場所	津市 片田新町 地内			
工事概要	表層 3, 120m ²			
工 期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年11月25日 まで		
	閲覧場所	水道総務課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年11月25日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年11月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年11月20日 ホームページにて回答		
	提出先	水道総務課契約財産担当(津市水道局庁舎1階) FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年11月25日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市水道局 水道総務課		
開札日時及び場所	令和元年11月28日 午前9時45分 津市水道局庁舎2階 入札室			
予定価格	15,585,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和元年11月15日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

1 招集の日時

令和元年11月20日(水) 午後4時15分から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 令和元年度津市一般会計補正予算(第6号)〈教委所管分〉について
- (2) 津市教育委員会点検・評価について
- (3) 令和2年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動基本方針について
- (4) 損害賠償の額の決定について(学校内事故によるもの)
- (5) 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

津市教育委員会公告第3号

津市育休代替任期付職員採用試験を次のとおり実施します。

令和元年11月11日

津市教育委員会教育長 倉田幸則

別紙のとおり

1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用予定人数	受 験 資 格	
		免 許 等	生 年 月 日 等
幼稚園教諭	7人程度	幼稚園教諭普通免許状を有する人又は令和2年3月までに幼稚園教諭普通免許状を有する見込みの人	(1) 昭和39年4月2日以降出生の人 (2) 学校教育法第9条(校長、教員の欠格事由)及び地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれにも該当しない人

※ 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、職員の育児休業の状況等に応じて採用されることから、全ての合格者が令和2年4月1日付けで採用されるとは限りません。

2 職務内容

職 種	職 務 内 容
幼稚園教諭	幼稚園における幼児教育業務等

※ 原則として正規職員と同様の業務に従事します。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

令和元年11月18日(月)から令和元年12月26日(木)まで(土曜日・日曜日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市育休代替任期付職員採用試験申込書(受験票付き) ----- 1通

※ 申込書及び受験票に同一の写真をはり、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 申込書は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。

(印刷用紙は白色のA4版(縦:29.7cm、横:21cm)を使用し、表面と裏面の上下を同じ向きにして両面印刷してください。印刷用紙に白色のA4版を使用していない場合及び表面と裏面の上下を同じ向きで両面印刷していない場合は、受理できません。)

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

※ 申込書は必ず受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

イ 返信用封筒 ----- 2通(持参による申込みの場合は1通)

※ 返信用封筒のサイズ:長形3号(縦:23.5cm、横:12cm)

※ この返信用封筒により受験票及び第1次試験に係る合否の通知(持参による申込みの場合は、第1次試験に係る合否の通知)を送付しますので、84円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名(敬称は「様」)を記入してください。

(3) 提出方法

ア 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市育休代替任期付職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。

令和元年12月26日(木)午後5時15分までに津市教育委員会事務局教育総務課(津市教育委員会庁舎4階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

【送付先】〒514-0035 津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

イ 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。

令和元年12月26日(木)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

【提出先】津市西丸之内37番8号 津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）

※ 郵送による提出に御協力をお願いします。

(4) その他

ア 提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（又は返信用封筒により返送）し、又は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込みについても、受付は行わないため、申込書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

ウ 郵送による場合で令和2年1月8日(水)までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

エ インターネット、電子メール等による受付はできません。

オ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

カ 第1次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する内容がある場合、申込書等の提出時に申し出てください

4 第1次試験

(1) 試験科目及び試験の内容

試験科目	試験の内容
専門試験 (幼稚園教諭)	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式（マークシート方式）による筆記試験

※ 試験問題は、活字印刷文で出題します。

(2) 試験日

令和2年1月19日(日)

(3) 試験場所

津市本庁舎（津市西丸之内23番1号）

※ 応募状況等により他会場でも行う場合があります。

(4) 結果発表

令和2年1月24日(金)(予定)に受験者全員に対し、可否について通知を発送するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、可否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）

(2) 試験日

令和2年2月13日（木）（予定）

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

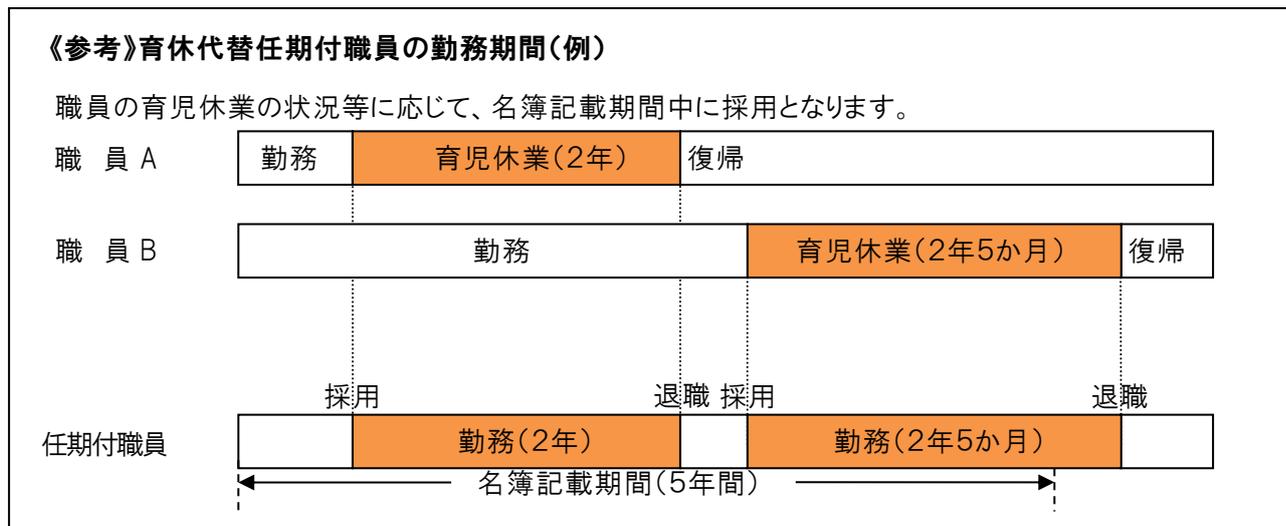
6 最終合格者発表

令和2年2月下旬に第2次試験受験者全員に対し、合否について通知を送るとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に名簿に記載され、令和2年4月1日以降、職員の育児休業の状況等に応じて採用する予定です（名簿に記載されても必ず採用されるとは限りません。名簿の記載期間は令和7年3月31日までです。）。



- (2) 採用に当たっては、原則として名簿に記載されている順に採用の諾否を確認し、応諾後各種書類の提出などの手続を別途依頼します。
- (3) 任期は、職員が育児休業を取得する期間に応じて決定されます（育児休業の期間は、最大で3年間です。）。ただし、任期の末日は、最大でその職員が津市職員の定年等に関する条例に規定する定年年齢に達した日以後における最初の3月31日までとします。
- (4) 任期が満了した場合でも、名簿記載期間中であれば、再度任期付職員としての勤務をお願いする場合があります。

(5) 現在、既に名簿に記載中の人がこの試験に合格した場合は、現在の名簿記載期間中は従前の試験による順位が優先され、現在の名簿記載期間終了後に、この試験に基づく順位による記載が有効となります。

(例) 現在の名簿記載期間が平成29年10月1日から令和4年9月30日までの方
令和4年9月30日までは、現在の名簿記載順位により採用等が行われ、当該名簿記載期間が終了した次の日である令和4年10月1日からは、この試験の結果に基づく順位により採用等が行われることとなります。

(6) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、合格を取り消し、名簿から削除します。

(7) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 給与

(1) 初任給の例

学 歴	初 任 給
大学卒	182,300円
短期大学・専修学校（専門課程）卒	165,500円

(注) 上記は平成31年4月1日付けで採用された場合の初任給であり、採用までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。

※ 職務経験等がある場合は、一定の基準に基づいた加算措置があります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等が支給されます。

9 勤務条件等

(1) 勤務時間

原則として月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。

(2) 勤務場所

幼稚園等で勤務します。

(3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。

(4) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇、結婚休暇等）、病気休暇、介護休暇及び介護時間等があります。

(5) 福利厚生

ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

イ 健康保険等

公立学校共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

(6) 研修

実務研修、職務実践研修など様々な研修を実施しています。

(7) その他

育児休業及び育児短時間勤務等をすることはできません。

10 その他

(1) 任期付職員への採用は、正規職員の採用とは無関係です。正規職員になるためには、必ずそのための採用試験に合格しなくてはなりません。また、任期付職員の任期中及び名簿記載期間であっても、正規職員の採用試験を受験することは可能です。

(2) 採用後1年間の間は、地方公務員法第22条第1項及び教育公務員特例法第12条第1項に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません）。

(3) この試験の詳細については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

◎ 日本国籍を有しない人が津市育休代替任期付職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

なお、「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

※ 「公権力の行使」に係る職務の具体例

建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可等に係る業務

津市選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、
選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、次のとおり公表する。

令和元年11月7日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

- 1 閲覧状況の期間 平成30年11月1日から令和元年10月31日まで
- 2 閲覧状況 別添のとおり

選挙人名簿の抄本の閲覧状況

令和元年10月31日現在

申出者の氏名	主たる事務所の所在地	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧年月日
株式会社ゼンリン津営業所 所長 権丈 英	三重県津市海岸町4番12号	三重県戦略企画部広聴広報課	e-モニターの募集に係る対象者抽出のため	旧津市域	平成30年12月10日
株式会社ゼンリン津営業所 所長 権丈 英	三重県津市海岸町4番12号	三重県戦略企画部広聴広報課	e-モニターの募集に係る対象者抽出のため	旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里町、旧安濃町及び旧久居市	平成30年12月11日
株式会社スクエア三重事業所 所長 鶴巻 久美子	三重県津市島崎町137番地48	三重県医療保健部地域医療推進課 医療企画班	「地域医療安心度数」の把握を目的とした県民調査に係る対象者抽出のため	市内全域	平成30年12月14日
朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人	東京都中央区築地五丁目3番2号	/	政治や選挙などに関する世論調査に係る対象者抽出のため	第34投票区及び第69投票区	平成30年12月21日
長岡設計株式会社 代表取締役 長岡 忠明	三重県四日市市高砂町1番6号	三重県戦略企画部企画課	県民意識調査の対象者抽出のため	市内全域	平成30年12月25日
長岡設計株式会社 代表取締役 長岡 忠明	三重県四日市市高砂町1番6号	三重県戦略企画部企画課	県民意識調査に係る対象者抽出のため	市内全域	平成30年12月27日
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	総務省統計局統計調査部消費統計課	家計消費状況調査に係る対象者抽出のため	第15投票区、第16投票区、第68投票区、第70投票区及び第80投票区	平成31年1月20日
読売新聞東京本社編集局 世論調査部長 吉山一輝	東京都千代田区大手町一丁目7番1号	/	政治・選挙に関する世論調査に係る対象者抽出のため	第4投票区	令和元年5月24日
佐藤 正久	東京都新宿区市谷本村町3番20号	/	選挙ハガキ送付者リスト作成のため	第70投票区、第71投票区及び86投票区	令和元年5月27日
一般社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号	総務省統計局統計調査部消費統計課	家計消費状況調査に係る対象者抽出のため	島崎町より 50件のほか久居北口町、久居烏木町及び久居射場町	令和元年5月29日
岡野 恵美	三重県津市末広町8番18号	/	選挙ハガキ送付者リスト作成のため	末広町	令和元年5月29日
岡野 恵美	三重県津市末広町8番18号	/	選挙ハガキ送付者リスト作成のため	末広町及び中河原	令和元年6月10日

申出者の氏名	主たる事務所の所在地	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲	閲覧年月日
株式会社東京商工リサーチ 支店長 嶺澤 博徳	三重県津市栄町一丁目840番地 大同生命・瀧澤ビル	三重県雇用経済部雇用対策課 働き方改革・勤労福祉班	労使協働による働き方改革に関する意識等調査に係る対象者抽出のため	市内全域	令和元年8月9日
株式会社東京商工リサーチ 支店長 嶺澤 博徳	三重県津市栄町一丁目840番地 大同生命・瀧澤ビル	三重県環境生活部ダイバーシティ 社会推進課 男女共同参画班	男女共同参画に関する県民意識調査に係る対象者抽出のため	市内全域	令和元年8月9日
一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨	東京都港区東新橋一丁目7番1号		面接世論調査に係る対象者抽出のため	第24投票区、第33投票区、 第42投票区、第66投票区及 び90投票区	令和元年9月11日
株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代	東京都千代田区九段南一丁目5番5号	公益財団法人明るい選挙推進協会	参院選における有権者の意識を調査に係る対象者抽出のため	第4投票区	令和元年9月18日
株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代	東京都千代田区九段南一丁目5番5号	公益財団法人明るい選挙推進協会	参院選における有権者の意識を調査に係る対象者抽出のため	第4投票区	令和元年9月27日
株式会社東京商工リサーチ 支店長 嶺澤 博徳	三重県津市栄町一丁目840番地 大同生命・瀧澤ビル	三重県防災対策部 防災企画・地域支援課	令和元年度防災に関する県民意識調査に係る対象者抽出のため	市内全域	令和元年10月3日
株式会社東京商工リサーチ 支店長 嶺澤 博徳	三重県津市栄町一丁目840番地 大同生命・瀧澤ビル	三重県防災対策部 防災企画・地域支援課	令和元年度防災に関する県民意識調査に係る対象者抽出のため	市内全域	令和元年10月10日
竹下 幸智子	三重県津市緑が丘二丁目12番地9		後援会名簿作成のため	市内全域	令和元年10月23日
朝日新聞東京本社 世論調査部長 小野 智美	東京都中央区築地五丁目3番2号		政治や選挙などに関する世論調査に係る対象者抽出のため	第13投票区	令和元年10月29日

平成30年11月1日以降の閲覧について記載

津市選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により、在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、次のとおり公表する。

令和元年11月7日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤 久

- 1 閲覧状況の期間 平成30年11月1日から令和元年10月31日まで
- 2 閲覧状況 なし